



平成 24 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行
 (コード：7733、東証第 1 部)
問合せ先 広報・IR 室長 百武 鉄雄
 (TEL. 03-3340-2111(代))

当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、テルモ株式会社が東京地方裁判所に提出した平成 24 年 7 月 23 日付訴状につき、本日、訴状副本の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 訴訟の提起に至った経緯

平成 17 年 8 月 4 日付適時開示「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社は同日提出の有価証券届出書に基いて当社株式の第三者割当を実施し、テルモ株式会社は当社株式 6,811,000 株を総額 14,997,822,000 円で引き受けました。

その後、平成 23 年 11 月 8 日付適時開示「過去の損失計上先送りに関するお知らせ」でお知らせした当社の過去の損失計上先送り問題により、第三者割当当時の有価証券届出書に重要な事項の虚偽記載があったことが発覚し、これによって 6,611,669,900 円の損害を受けたとして、旧証券取引法第 23 条の 2 の規定により読み替えられる同法第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに同法第 19 条に基づき、損害の賠償を求める訴えが提起されたものです。

2. 訴訟を提起した者

- (1) 名称 テルモ株式会社
- (2) 所在地 東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目 44 番 1 号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 新宅 祐太郎

3. 訴訟の内容および損害賠償請求金額

- (1) 訴訟の内容 旧証券取引法第 23 条の 2 の規定により読み替えられる同法第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに同法第 19 条に基づく損害賠償請求
- (2) 損害賠償請求金額 6,611,669,900 円およびこれに対する平成 17 年 8 月 22 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員

4. 今後の見通し

当社は本訴訟に関し、今後、請求内容を精査した上で対応させていただく予定です。また、本訴訟による金額的な影響は現時点で算定が困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。今後判明し次第、速やかに開示いたします。

なお、本訴訟はテルモ株式会社が第三者割当の形態で発行市場において当社株式を取得したことによるものです。提訴可能な期間内において当社株式を発行市場で取得しているのはテルモ株式会社のみであるため、本件以外に同じ根拠規定に基づく訴訟が提起される可能性はないと理解しています。

以 上

(参考) 当期連結業績予想 (平成 24 年 6 月 8 日公表分) および前期連結実績

(単位: 百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期連結業績予想 (平成25年 3 月期)	920,000	50,000	21,000	7,000
前期連結実績 (平成24年 3 月期)	848,548	35,518	17,865	△48,985